

2019年3月4日

2017年12月31日以前に設立された 全ての会社を対象とする会社情報申告義務

弁護士 琴浦 諒 / 大河内 亮

インド企業省(Ministry of Corporate Affairs (MCA))(以下「**インド企業省**」といいます)は、2019年2月21日付の同省の通達により、2017年12月31日以前に設立された全ての会社を対象として、e-form ACTIVE と呼ばれるオンライン申告書フォーム(以下「**e-form ACTIVE**」といいます)により、インド企業省のウェブサイトを通じて同省に一定の会社情報を申告することを義務付けました。e-form ACTIVE は、2019年4月25日までに提出する必要があります。

本ニュースレターでは、上記通達の内容について解説します。

1. 会社情報の申告義務

インド企業省(Ministry of Corporate Affairs (MCA))(以下「**インド企業省**」といいます)は、2019年2月21日付の同省の通達により、同月25日付で、インドの会社法である2013年会社法(Companies Act, 2013)の施行規則の1つである2014年会社(設立)規則(Companies (Incorporation) Rules, 2014)(以下「**2014年規則**」といいます)を改正し、2017年12月31日以前に設立された全ての会社を対象として、e-form ACTIVE と呼ばれるオンライン申告書フォーム(以下「**e-form ACTIVE**」といいます)により、インド企業省のウェブサイトを通じて同省に一定の会社情報を申告することを義務付けました。同通達は2019年2月25日から効力を発生するとされています。

2. 提出期限

e-form ACTIVE は、2019年4月25日までに提出する必要があります。

3. e-form ACTIVE の申告内容、添付書類等

申告すべき内容には、役員等の詳細や2017-18年度に関する提出済み年次財務諸表に関する情報のほか、登記上の事務所(外観・内観)の写真の添付が必要とされており、かつその写真には最低1名の取締役

(Director)または主要経営責任者(KMP:Key Managerial Personnel(CEO、CFO、会社秘書役等))で e-form ACTIVE に電子署名する者が映っている必要があります。

e-form ACTIVE は、提出者によって電子署名される必要があるため、提出者は電子署名証明書(Digital Signature Certificate(DSC))を有している必要があります。提出者は、1人の取締役及び1人のKMPまたは2人の取締役とされており、通常は、取締役はDSCを有しているものと思われませんが、もし提出者がDSCを保有していない場合(DSCが既に失効してしまっている場合など)には、予めこれを取得しておく必要があります。

また、e-form ACTIVE のフォームには、さらに専門家(professional)による証明欄もあるため、専門家による電子署名を得る必要もあるものと思われれます。

年次財務書類または年次報告書の提出がなされていない会社は、e-form ACTIVE が提出できないとされているため(経営に関して紛争が存在し、これを会社登記局に登録している場合を除きます)、もしこれらが未提出であるなど提出に問題がある場合には、直ちにこれを治癒する措置を採った上で、期限までに e-form ACTIVE を提出する必要があるものと思われれます。

4. 不提出の場合の制約等

会社が、e-form ACTIVE を期限までに提出しない場合、当該会社は、2019年4月26日以降、ACTIVE non-compliantとして登記されます。ACTIVE non-compliantとして登記された会社については、以下の登記申請が受理されません。

- SH-07(授權資本額の変更)
- PAS-03(払込資本額の変更)
- DIR-12(取締役の変更)
- INC-22(登記事務所の変更)
- INC-28(合併、会社分割)

さらに、会社登記局は、当該会社の登記を抹消することもできるとされています。

なお、e-form ACTIVE の提出期限である2019年4月25日を徒過し、2019年4月26日以降に e-form ACTIVE を提出する場合、10,000ルピーの手数料の支払いが必要となります。

5. 提出の免除

既に登記が廃止または廃止手続き中である会社、清算手続き中の会社、吸収合併された会社または解散された会社は、その旨が登記されている限り、e-form ACTIVE の提出は不要です。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 琴浦 諒(ryo.kotoura@amt-law.com)
弁護士 大河内 亮(ryo.okochi@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。